ひとりで悩まず相談してください

女性への暴力に関する相談電話

熊本市ＤＶ相談専用電話
☎(096)328-2233

区役所福祉課（福祉相談係）
中央区　☎(096)328-2301
東　区　☎(096)367-9127
西　区　☎(096)329-5403
南　区　☎(096)357-4129
北　区　☎(096)272-1118

男女共同参画センター
はあもにい 総合相談室
☎(096)343-8306

熊本県 警察本部 警察安全相談室
☎(096)383-9110
#9110(プッシュ回線)

熊本県女性相談センター
（配偶者暴力相談支援センター）
☎(096)381-4454

熊本県女性相談センター（DV専用）
☎(096)381-7110

デートDVについて

恋人との間に起こる暴力を「デートDV」といいます。「いつも好きな人と一緒にいたい」「好きな人のことは、なんでも知っていたい」そんな気持ちや行動が知らないうちに相手を傷つけていることがあります。

あなたや身近な人が悩んでいたら勇気を出して相談してください。

ＤＶ被害者支援の流れ

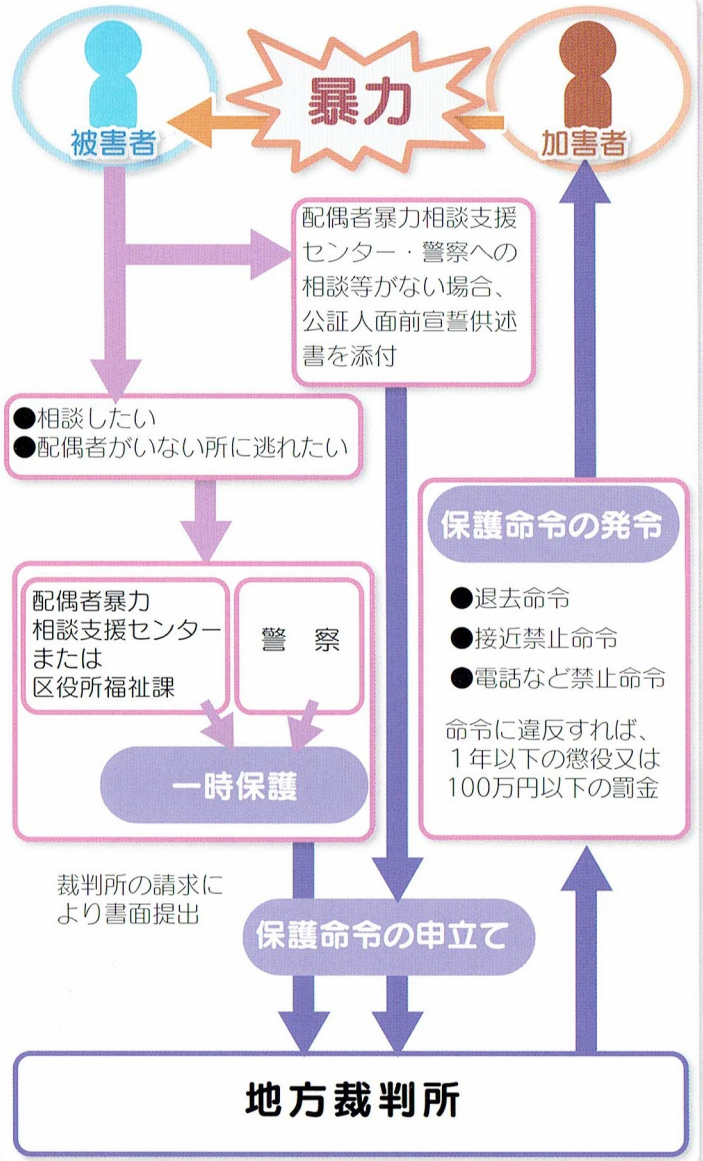

もし友人、知人、家族、親戚、近所の方がDVを受けていることがわかったら、配偶者暴力相談支援センターや、警察に通報してください。

DVは社会全体で解決しなければならない問題です。

STOP! DV

ドメスティック・バイオレンス

熊本市

発行：熊本市 市民協働課 男女共生推進室
電話（096）328-2262

DVは犯罪です！

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、
配偶者やパートナーなどの親密な関係にある人からの暴力のことです。

「暴力」の形はさまざまです。

身体的暴力
殴る・蹴る・平手でうつ
物を投げる
首を絞めるなど

精神的暴力
無視する・人前で侮辱する
大声で怒鳴る

性的暴力
性行為の強要
避妊に協力しない
ポルノを無理やりみせるなど

経済的暴力
生活費を渡さない
外で働くことを禁じる

子どもを利用した暴力
子どもの前で暴力をふるう
子どもへの暴力をほのめかすなど

社会的暴力
人間関係・行動を監視する
実家や友人とのつき合いを制限する

■熊本県下におけるDV（配偶者暴力）

※配偶者（内縁関係・元配偶者・元内縁関係を含む）間での暴力

421件
事案認知件数（平成24年中）

DV認知件数	女性被害者	男性被害者
421件	420人	1人

（熊本警察本部生活安全企画課）

DV防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する法律です。

〔DV防止法の「配偶者」とは内縁関係・元配偶者・元内縁関係も含み　この法律の対象となります。〕

DV防止法は、暴力から身を守ってくれます。法律でできることを知り、ぜひ利用してください。

保護命令制度

■保護命令とは

地方裁判所（裁判官）が、更なるDV被害を防ぐために、被害者の申し立てにより、配偶者（加害者）に発する命令です。

■対象となる暴力

「身体的暴力」や「生命などに対する脅迫」がその対象となります。

■保護命令の内容

退去命令　（期間は2ヵ月）

住居（生活の本拠）から加害者を退去させる命令です。

接近禁止命令　（期間は6ヵ月）

被害者、子ども、親族などの住居や職場などでのつきまといや付近のはいかいを禁止する命令です。

電話など禁止命令（期間は6ヵ月）

被害者本人への緊急時などをのぞく電話や電子メールを禁止する命令です。